

令和4年度若い世代の上北地域コミュニティ参画勉強会等開催業務企画提案競技実施要領

この要領は、令和4年度若い世代の上北地域コミュニティ参画勉強会等開催業務の受託事業者を選定するための企画提案競技を実施するために必要な事項を定めるものである。

1 事業の趣旨・目的

人口減少や少子高齢化が進む中、「地域づくり」は、地域の福祉、防災、教育、地域活性化、環境など様々な分野で重要なテーマとなり、日頃から住民同士の関係づくりやそのきっかけとなる地域活動に注目が集まっています。

しかしながら、地域に目を向けると、住民の価値観の多様化等による住民同士のつながりの希薄化や、「担い手不足」や「役員の高齢化」が進む地縁組織等、地域の住民同士の互助（助け合い）機能等の維持が危惧されています。

また、地域活動を支える側においては、多様な価値観を持つ住民が暮らしている地域で、持続可能な地域づくりや地域コミュニティの体制づくりを支えるためには、思い込みではなく、住民の認識を含め各地域が置かれている現状を把握し、必要な対応を進めていくことが求められています。

このような状況を踏まえ、上北地域において、地域活動支援の考え方への理解を深め、そのノウハウを習得した管内行政職員の増加を目指すとともに、若い世代の地域コミュニティ等への参画促進に向けた取組支援の一環として、本業務を実施します。

2 業務名

令和4年度若い世代の上北地域コミュニティ参画勉強会等開催業務

3 業務の概要

(1) 管内市町村首長・幹部職員を対象とした地域づくりセミナーの開催

(2) 管内市町村職員を対象とした地域づくり勉強会の開催

※詳細は、別添「業務仕様書」参照

4 委託業務の上限額

1,231千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、実際の契約金額は委託先の決定後に、見積書を徴取して決定する。

5 委託業務の期間

契約締結の日から令和5年3月24日（金）まで

6 企画提案競技の概要

(1) 実施方法

公募により事業案を募集し、下記「8 審査方法及び結果通知」に定める書類審査を踏まえ、最も優れた提案を行ったと認められる者を本業務の受託候補者として選考する。

(2) 企画提案競技への参加資格要件

応募資格を有する者は、応募する時点で、次の要件をすべて満たす者とする。

①当該業務を企画・運営する十分な執行体制を有していること。

- ②資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ⑤青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていないこと。
- ⑥青森県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- ⑦上北地域（十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村及びおいらせ町）で行う打ち合わせ等に出席できること。

(3) 企画提案競技への参加表明

参加資格要件を満たし、参加を希望する者は、「参加表明書（様式1）」に必要事項を記載の上、以下の書類を指定期日までに提出すること。

なお、参加表明書が提出されない場合は企画提案書の提出を認めないものとする。

①提出書類

参加表明書（様式1）

②提出期限

令和4年6月6日（月）17時まで【必着】

③提出方法

持参又は郵送により提出すること

④提出先

下記「12 書類の提出及び問い合わせ先」に同じ

(4) 企画提案競技の応募書類及び提出方法等

①提出書類及び提出部数

ア 企画提案書（A4判）：5部

イ 経費見積書（様式2）（A4判）：5部

ウ 応募者の概要が分かる資料（会社案内等）：5部

エ 会社については商業登記簿の写し、個人事業主については個人事業の開業届の控えの写し、各種法人や各種取組については登記簿の写し、任意団体については団体規約の写しまたはこれらの事項を証明するものの写し：1部

オ 応募者の直近2期分の貸借対照表及び損益計算書又は同様の内容がわかるもの：1部

②提出期限

令和4年6月14日（火）15時まで【必着】

③提出方法

持参又は郵送により提出すること

④提出場所

下記「12 書類の提出及び問い合わせ先」に同じ

7 企画提案書の記載事項

企画提案書には、以下の内容を盛り込むこと。

- (1) 表紙には「令和4年度若い世代の上北地域コミュニティ参画勉強会等開催業務に係る企画提案競技」と記載の上、提案者名（会社名）を記載すること。
- (2) 企画提案書の体裁はA4版（縦横は問わないが、両者が混在しないこと）、片面カラー印刷、クリップ留めとする。

(3) 次に掲げる事項を含めて作成すること。

①総括的事項

実施方針、実施体制（対応人数、オンライン対応の状況、想定講師等との関係性等）、事業の全体像（取組内容と戦略性）、効果 等

②実施計画（年間スケジュール）

③企画内容

カリキュラムの内容、想定する講師や他地域の事例、開催回数・方法、その他提案事項、工夫点等）

④類似業務や関連する業務の実績

⑤その他（本業務への意欲・対応姿勢 等）

(4) 企画提案書は、1者1提案とすること。

(5) 提出された企画提案書の取扱は以下のとおりとする。

①提出された企画提案書は委託先選定審査にのみ使用するものとし、返却しない。

②著作権は企画提案書提出者に帰属するが、採用された企画提案書の使用権は県に帰属する。

③県は、採用された企画提案書を原案とし、採用された者と協議の上、その一部を変更することができる。

(6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の経費については、提出者の負担とする。

8 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法については、提出された企画提案書による書面審査とし、最も優れた企画提案を行った者を1者特定する。

(2) 企画提案書の内容について、適宜、補足説明を求める場合がある。

(3) 審査項目と審査基準

審査項目	審査基準
実施体制	業務に合理的かつ適切に対応できる実施体制を整えているか。 等
企画内容	業務内容（業務仕様書）を理解した効果が期待できるものとなっているか 等。
実施計画（スケジュール）	全体スケジュールは、効率的且つ適切なものとなっているか。 等
積算内容	業務規模と大きくかけ離れていないか。または、提案内容に対して極端に不自然な点はないか。 等

(4) 審査員

青森県上北地域県民局職員

(5) 企画提案書の審査結果については、書面審査終了後、速やかに文書で通知する。

9 契約手続

最優秀提案者の選考後、速やかに企画提案書等を基に業務仕様等の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。なお、その際には、採用された企画提案の一部変更を指示することがある。

10 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本業務の内容・仕様等に関する質問は、メールにて下記「12 書類の提出及び問い合わせ

わせ先」に提出すること。（様式任意）

(2) 受付期限

令和4年6月2日（木）17時まで

(3) 回答方法

質問への回答は、その都度、質問者に回答するほか、質問及び回答を取りまとめた上で、企画提案競技への参加を表明した全ての者に一斉に回答する取扱いとする。

11 スケジュール

令和4年5月24日（火）	募集開始
令和4年6月2日（木）17時まで	質問受付期限
令和4年6月6日（月）17時まで	「参加表明書」（様式1）提出期限
令和4年6月14日（火）15時まで	企画提案書等様式1以外の資料全て 提出期限
令和4年6月15日（水）10時（予定）	企画提案競技審査会〔書類審査による受託候補者の審査・選考〕
令和4年6月16日（木）（予定）	審査結果通知

12 書類の提出及び問い合わせ先

〒034-0093 十和田市西十二番町20-12

青森県上北地域県民局地域連携部 担当：田中

TEL：0176-22-8194（直通） FAX：0176-22-8198

E-mail：ka-renkei@pref.aomori.lg.jp

13 関連書類・様式

(1) 業務仕様書

(2) 提出様式

（様式1）参加表明書

（様式2）経費見積書